

第三部

計画の運用

第3部では、中長期的な視野の中で行政と市民との協調・連携による計画の推進方策を示すとともに、日々の暮らしの中で市民一人ひとりに期待される役割を確認しています。

第5章 計画の推進

第5章

計画の推進

「風景を大切にすること」は「歴史を大切にすること」であり、「美しき千年都市ひとよし」の理念を具現化していくためのたゆまざる努力が求められます。

本章では、市民一人ひとりが果たしうる役割を考えながら、今後の景観形成活動を活発化していくための方策をとりまとめています。

5-1	市民が力を合わせて創り出す人吉の景観像	80
5-2	個人や団体・組織に期待されること	81
5-3	景観形成活動に関する行政の取り組み	82

【計画の理念】 「美しき千年都市ひとよし」

人吉の古今未来に流れる時間が育む風景の力を市民一人ひとりが大切にし、次世代に手渡す相良700年の遺産に磨きをかけ、美しき千年都市ひとよし創造の担い手を育てます。

計画の理念の中の「担い手を育てる」という言葉は、市民一人ひとりの風景への気遣いが大切であることを表現しています。人吉の風景を美しくするためには、様々な立場の方の日常生活の中で、風景にどのように関心を払うか、大事にするかが大切です。そこで次のイラストには市民の皆さんが風景と関わる場面を描いています。

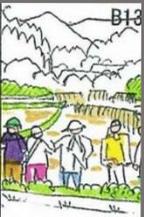
景観を創り出していく市民の姿						
風景の力を経済に置換していく人		風景の力を仕事と暮らしの中で楽しみながら生かす人		風景の力を形にする人		
風景の価値を発見する人	風景の価値を繋いでいく人	経済活動の中で風景を創り出す人	暮らしの中で風景の価値を磨き受け継ぐ人	風景の守り方や育て方を考える人	風景の質を高めていく人	
訪問者	案内者	経済人	家族	伝道者	職人	
						山に働き遊ぶ場
						里に働き遊ぶ場
						まちに働き遊ぶ場
						祭りの舞台
						語らう味わう広場

図5-1：人吉の四季折々の風景を舞台に、市民一人ひとりが各自の役割をもって取り組む姿

5-2 個人や団体・組織に期待されること

計画の推進には、様々な立場から次のようなことに取り組むことが期待されます。

(1) 景観形成にかかわる事業者・技術者に期待されること

- 景観形成基準を理解して、自身の事業が景観に与える影響や貢献できることを理解すること
- 景観形成基準に基づく届出を要する案件について、事業主に対して的確に説明を行うこと
- 風景作りにかかわる事業者・技術者として、他の模範となる事業を行うよう努めること

(2) 各方面の専門家・学識者に期待されること

- 課題のある景観に対して調査を行い、専門的見識を活用して助言を行うこと
- 景観の中に読み取られる歴史や文化の価値を紹介し、市民や訪問者に広く知らしめること
- 市民・事業者・行政が取り組む景観形成活動に対して、情報提供や助言を通じて啓発を行うこと

(3) 人吉を訪問する方に期待されること

- 出会った風景の印象や体験談をソーシャルネットワークなどによって社会に広めていくこと
- 写真コンテストへの参加者、人吉観光のリピーターとなって、地域と交流を続ける関係を育むこと

(4) 市民に期待されること

- 景観について関心を高め、景観に関する市の取り組みに対して理解を深めること
- 自分の家や敷地の手入れ・美化に努め、歴史的な価値のあるものを大事にすること
- 生活、仕事、趣味の活動範囲内で景観形成に関係することに積極的に参加すること

(5) 行政に期待されること

- 景観計画の意義を広く知らしめ、相談や指導の窓口、課題解決の組織体制をつくること
- 景観形成活動に取り組む団体・個人を支援すること
- 景観形成の事業主として、景観計画の理念に基づくまちづくり事業を実施すること
- 景観活動の取り組みの成果を総合的な視点で記録・編集し、多方面に情報提供すること

このようなそれぞれの立場からの取り組みが相互に関連性を持ちながら進めば計画の実効性が高まります。そこで、例えば次のような体制を検討していきたいと思います。

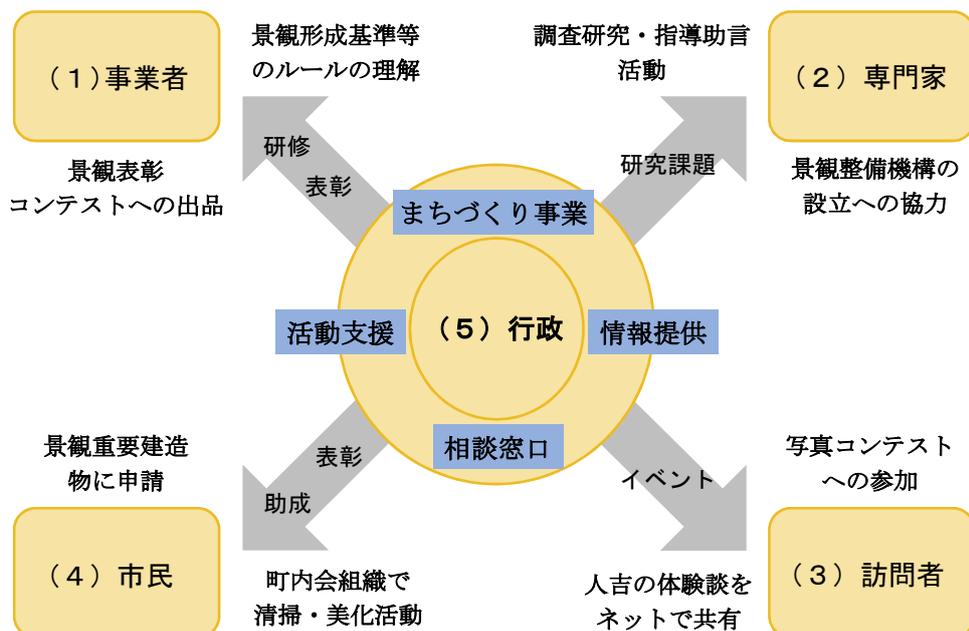


図5-2：景観計画への関わり方の例と相互関係

5-3 景観形成活動に関する行政の取り組み

景観計画を進める活動に対しては行政側からの支援策を講じます。審議会や策定ワーキングで挙げられた提案を踏まえて、以下のような取り組みを行います。

1. 計画を遂行する組織体制

(1) 相談窓口設置

建築物や工作物の建設等を行う個人や事業主や専門家は、その規模に応じて届出の必要性や各地域の景観形成基準の内容を確認する必要がありますので、景観計画内容の解説や計画内容の事前相談を行うための窓口を都市計画課に設置します。

(2) 景観審議会の設立

景観計画区域における良好な景観の形成に関する重要な事項について調査審議するため、人吉市景観審議会を設置します。人吉市景観審議会は、次の事項等について市長の諮問に応じて、調査・審議を行い、意見を述べます。

- ① 景観計画の策定又は、変更
- ② 景観形成重点地区等の指定
- ③ 景観重要建造物、景観重要樹木の指定又は、解除
- ④ 景観形成住民団体の認定、景観まちづくりに係る表彰
- ⑤ その他景観施策に関する重要な事項

(3) 連携の構築

良好な景観づくりを推進する様々な事業主体が相互に連携して取り組むことが大切です。景観施策を総合的に推進するために市の関係部局、国や県を含めた組織間の連携を構築します。

2. 景観まちづくり活動の担い手への支援と育成

(1) 市民の景観まちづくり活動への支援

地域の景観活動に積極的に参加する市民や事業者等の景観活動を支援します。活動例としてゴミ置場の清掃・美観維持、空き地・空き家の保全状態の確認、景観保全の定期的なパトロール等が挙げられます。

(2) 世代間・地域間交流による伝統行事等の継承

人吉市の各種まつりや伝統行事は、地域を彩る歳時記的景観として後世に継承していきたいものです。そのために次世代の担い手を育成し、地域内だけでなく遠方からも参加・体験をして頂くことで伝統行事の素晴らしさが広く伝わるよう支援していきます。

(3) 域学連携による景観診断

地元の教育機関である球磨工業高校や人吉高校又は、計画策定に協力頂いた九州大学大学院や県下の大学および高等専門学校と共に、専門家の視点や学生の発想を生かした景観診断調査を行います。景観診断調査とは、対象となる風景の現状課題を抽出し、問題解決のための検討資料を収集することです。対象としては重点地区指定の候補に挙げられた所が有力と考えられます。

(4) 景観整備機構制度の活用

景観整備機構制度は、市民や民間団体による良好な景観の形成・保全を図るための自発的な活動を推進するため、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又は特定非営利活動法人（NPO 法人）を良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度です。

本制度に基づく景観整備機構の指定により、民間活力による景観まちづくり活動を支援します。

(5) こどもたちへの景観教育

次世代の景観の担い手であるこどもたちに対して、教育機関や専門家の協力を得ながら景観への関心を醸成させる教育活動を行います。小中学校の総合的な学習の時間の一環として景観学習をすることや絵画・景観に関する作文のコンクールを開催することが挙げられます。

3. 市民参加の促進と表彰・支援

(1) 景観づくりのための市民参加を促す啓発活動

良好な景観形成を進めていく上で、市民や事業者（例：建設業、女将の会等）の主体的な参加意識が大切となります。市民が景観に対して関心が持ちやすい講演会や研修会、ワークショップ等を開催して、景観まちづくりに老若男女全ての市民が積極的にかかわってみたいと思えるような啓発活動を推進します。

(2) 表彰制度の設置

市民が景観に対する関心を高め、景観まちづくりへの積極的な参加を促す表彰制度を設け、個人や事業者の努力によって良好な景観が創出され、また保全、再生される事例に対して表彰します。こうした制度は、良好な景観形成への取り組みを評価するだけでなく、模範的な事例が広く認められることによって、良好な景観づくりへの新たな意欲が市民に広く波及することが期待できます。

(3) 景観重要建造物等の保全に対する支援

景観重要建造物や景観重要樹木に指定された物件の所有者等に対しては一定の支援を行えるようにします。費用的支援として維持管理に係る助成等、技術的支援として「景観アドバイザー事業」等の活用による専門家の派遣を検討します。

4. まちづくり事業の推進

(1) 景観資源の登録有形文化財認定

歴史的な遺産であると同時に積極的な運用も行いたい建造物等については、「登録有形文化財」の認定をめざします。例えば市街地に点在する人吉の町湯の施設が挙げられます。

(2) 歴史まちづくり事業を見据えた歴史的建造物周辺の整備事業計画

「歴史まちづくり法」は歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村を支援するものです。景観計画での取り組みや市民の活動はこの事業の主旨に親和性が高いので、次のステップとしてふさわしい目標と言えます。

(3) 公共施設の景観形成指針づくり

主要な道路、河川、公園などの公共施設は、良好な景観を形成する先導的な役割を担います。本計画では特に地域のシンボルとなるような公共施設を景観重要公共施設（4章 4-8 参照）として指定することとしています。景観重要公共施設以外の公共事業等についてもその先導的役割は大きいため、質の高い公共空間づくりを実現するための指針（以下「公共事業等景観形成指針」という。）を定めることとします。

(4) 空き家、耕作放棄地等の景観誘導

空き家や空き店舗、耕作放棄地や荒れた山林などの増加は、市民の関心も高く、周辺の景観に大きな影響を与えます。庁内の関連する部署との連携を図り、空き家や耕作放棄地等の景観誘導について検討します。

5. 景観活動の記録と情報発信

(1) 広報紙・ホームページ等による情報発信

人吉景観賞やボランティア景観貢献活動、そして域学連携の景観診断の成果を広報紙や市ホームページ等を用いて情報発信を行い、市民の関心を高めると同時に訪問者が人吉を訪れたいくなるきっかけとなることをめざします。

(2) 重点地区における実践活動経過の記録

重点地区での取り組みは、今後の他地域・地区での取り組みの参考となるものであり、その状況を観察・記録し広く紹介することに努めます。

風景の一コマ



田野の野焼き